

「労務管理セミナー」のご案内
～トラブル回避型『就業規則』の詳細解説～
最新の法令に対応

労働基準法では、常時雇用する労働者が 10 人以上になると就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ることが義務付けられていることをご存知の方は多くても、その就業規則を活用している会社は、そう多くはないのが現実です。

なぜ活用されないのか、その理由はさまざまでしょうが、就業規則の内容が充分理解されていない事もその理由の一つではないでしょうか。

就業規則の内容の一つ一つがどの法律に根拠を持つのか、その条文の内容は何を意味するのか。労務管理上、習慣的に行っていることの意味は何なのか。いろいろな内容の就業規則があるが、どう違うのか。就業規則に記載すればどのようなことでも強制力を持って行えるのか。等々実際はどうなんだろうと、疑問をお持ちの方も多いのではないかと思います。

そこで、就業規則の法律上の位置づけ、各条文の根拠と解釈、労働者とのトラブルを回避するための条文の書き方、活用方法などを最新の法令に則り、じっくり解説いたします。

新たに就業規則を作成しようとしている会社や、最新の法令に合わせて変更を予定されている会社、自社の就業規則を読んでいろいろ疑問に思うところがある方など、大変参考になります。この機会に、ぜひとも多数のご参加をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ◆日 時 平成 20 年 2 月 14 日(木)、21 日(木)、28 日(木)の 3 日間 10:00 ～ 17:00
- ◆場 所 大阪府商工会館 7 階 703 号室
大阪市中央区南本町 4-3-6 Tel 06-6271-0031
地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線『本町駅』17 番出口が連絡通路になっています。
- ◆受講料 20,000 円 (消費税込み・全 3 回分)
- ◆申込方法 下記の申込書に記入の上、切り取らずそのまま FAX で、送信してください
- ◆申込期限 定員の 15 名に達し次第締切ります (複数名の参加も可)
- ◆問合せ先 中林社会保険労務士事務所
〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-3-23 大手前愛晃ビル 403 号
TEL 06-6943-4864 FAX 06-6943-0725
E-mail yesidue@minos.ocn.ne.jp

中林社会保険労務士事務所 行 (06-6943-0725)[番号のお間違いにご注意下さい]

労務管理セミナー申込書

会社名

所属・役職名

氏名